○ 地域医療構想については、地域で不足する医療機能の強化、医療機関間での役割分担や連携等を進め、地域の医療ニーズに応じた医療提供体制を構築するものであり、地域医療構想調整会議における検討状況や病床数の変化等から、一定の進捗は認められるものの、依然として課題もあることから、まずは2025年までの取組をより一層推進するため、本年3月の改正告示・通知により、都道府県に対してPDCAサイクルを通じた取組を求めていることを踏まえ、年内を目途に各都道府県に対して以下の項目等について調査を実施することとしてはどうか。

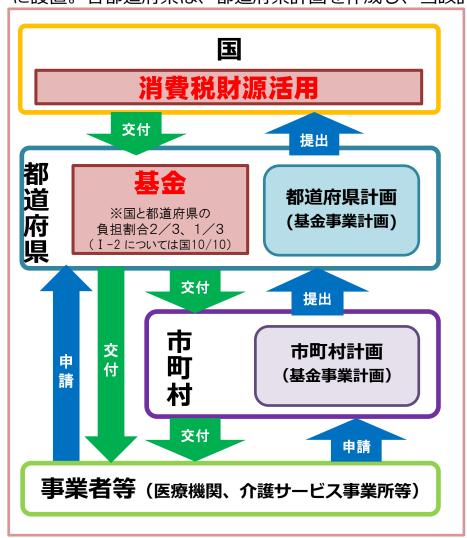
# 【調査項目の例】

- 各構想区域の2025年における「病床機能報告上の病床数」と「地域医療構想で推計した病床 数の必要量」との差異の状況
- 当該差異が生じる医療提供体制上の課題
- ・ 当該課題を解消するための今後の取組 等
- (※) 病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、 単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。
- 当該調査結果等を踏まえ、**必要な助言等を行うとともに、構想区域の効果的な事例(内容、検討** プロセス等)の周知等により、都道府県に更なる取組を促していく。
- その上で、新型コロナ対応を通じて顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、**2026 年度以降の地域医療構想の策定に向けた検討**を進めていくこととしてはどうか。

# 地域医療構想への支援策



- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県 - に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 〇 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

# 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

# 病床機能再編支援事業

- ○中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- 〇こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援\*1を実施する。
- ○令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム:定額補助(国10/10)】

# 「単独医療機関」の取組に対する財政支援

#### 【1. 単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関(統合により廃止する場合も含む)に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象3区分\*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における 対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

# 「複数医療機関」の取組に対する財政支援

## 【2.統合支援給付金支給事業】

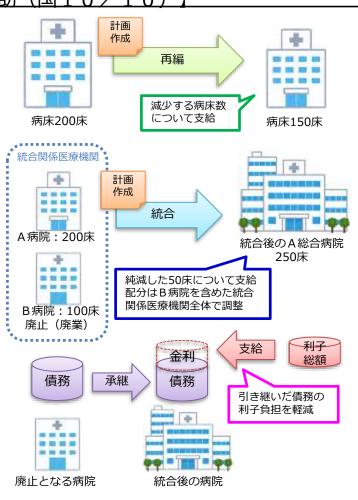
統合(廃止病院あり)に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関(統合関係医療機関)全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給(配分は統合関係医療機関全体で調整)

- ※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援
- ※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

## 【3.債務整理支援給付金支給事業】

統合(廃止病院あり)に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

- ※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る
- \*1 財政支援 ・・・使途に制約のない給付金を支給
- \*2 対象 3 区分···高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能



# (参考)複数病院の再編統合時における基金活用例

## 支援策

#### 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 (令和5年度予算額 公費200億円(区分I-1))

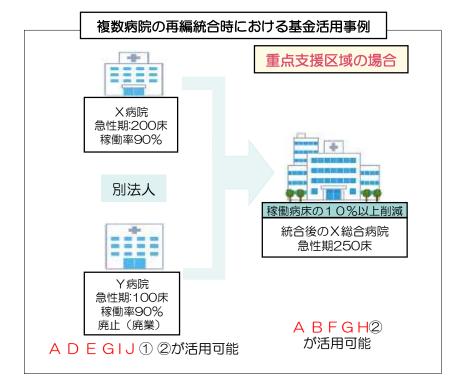
- A 再編統合に伴い必要となる施設・設備整備費
- B 再編統合と一体的に行う宿舎・院内保育所の施設整備費
- 急性期病床から回復期病床等への転換に要する建設費用
- 不要となる建物(病棟・病室等)・医療機器の処分 (廃棄、解体又は売却)に係る損失
- E 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額
- F 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費
- G 地域医療連携推進法人の立ち上げに係る経費(設立前後3年間を上限)
- H 再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費
- 医療機関の再編統合に伴う研修経費
- J 再編統合等の際に必要となる経費
  - 医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
  - ・患者搬送、退院支援等を行うために必要となる経費

施設・設備の整備に係る費用が基本(医療機能の分化・ 連携の取組と一体的に行われるソフト事業を含む)

#### 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 (令和5年度予算額 全額国費195億円(区分I-2))

- ① 「単独医療機関」の取組に対する財政支援 病床数の減少を伴う病床機能再編をした医療機関に対し、減少する 病床数に応じた支援
- ② 「複数医療機関」の取組に対する財政支援
- (ア)統合に伴い病床数を減少する場合のコストに充当するための支援 ※関係医療機関全体へ交付し、配分は関係医療機関間で調整 ※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援
- (イ) 統合に伴って引き継がれる残債を、より長期の債務に借り換える 際の利払い費の支援
- ※①②ともに稼働病床の10%以上削減することが条件

事業区分 I - 1 では対処ができない課題について対処



## 《事業区分 I - 1による支援(例)》

X病院・・・A, G, I, J

**Y病院・・・**D, E, I, J

**統合後のX総合病院・・・**A, B, F, G, H

の活用が想定される

## 《事業区分 I – 2の給付額(例)》

X病院を代表病院として

・・・②の活用 **171百万円 (最大)** ※1,2

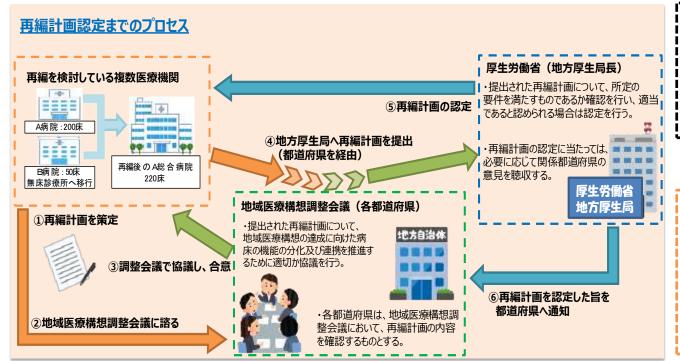
Y病院・・・・・①の活用 228百万円 (最大) \*1

- ※1 重点支援区域のため1.5倍の加算となる
- ※2 病床稼働率によって単価は変動(上記は最大で計算)

# 再編計画の認定に基づく地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置

# 1. 再編計画の認定について

医療介護総合確保法に基づく、地域医療構想調整会議の合意を得た複数医療機関の再編計画について、地方厚生(支)局長が認定する制度。



## <再編計画に記載する事項>

- ・再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ・再編の事業の内容(再編前後の病床数及び病床機能等)
- ・再編の事業の実施時期
- ・再編事業を実施するために必要な資金、不動産に関する事項

#### <認定を受けた際に受けることができる措置>

- ・当該計画に基づき取得した不動産に対する税制優遇措置 (登録免許税、不動産取得税)
- ・当該計画に基づく増改築資金、長期運転資金に関する金融優 遇措置

# 2. 税制上の優遇措置について

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る登録免許税、不動産取得税を軽減する特例措置を講ずる。

【 登録免許税 】 ※令和3年度創設(令和5年3月31日まで) ※ 令和8年3月31日まで延長

土地の所有権の移転登記 1,000分の10(本則:1,000分の20)

建物の所有権の保存登記 1,000分の2 (本則:1,000分の4)

【不動産取得税】※令和4年度創設(令和6年3月31日まで)

課税標準について価格の2分の1を控除

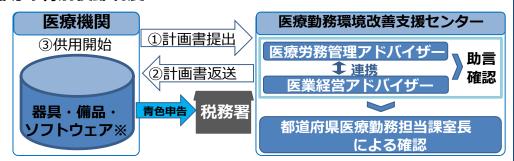
# 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度 (所得税、法人税)

## 概要

## ①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮 に資する設備に関する特別償却が出来る。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの 【特別償却割合】取得価格の15%



## ②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却が出来る。

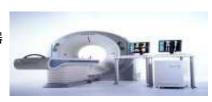
【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)をした病院用等の建物及びその附属設備 (既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修(増築、改築、修繕又は模様替)の場合)

【特別償却割合】取得価格の8%

## ③高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に特別償却が出来る。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器 【特別償却割合】<mark>取得価格の12%</mark>





# 独立行政法人福祉医療機構による地域医療構想に係る優遇融資

# 增改築資金

区分	地域医療構想を推進するための優遇融資	複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資	病院・有床診療所の通常融資条件
対象施設	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)	病院、有床診療所 (厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)	病院、有床診療所
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内(3年以内) 有床診療所 20年以内(1年以内)	同左	同左
融資限度額	所要額の95%	同左	所要額の70%
貸付利率	基準金利 (当初5年は基準金利▲O.5%~▲O.1%) (※1)	基準金利 (据置期間中無利子)(※2)	基準金利~基準金利+0.5%

- (※1) 当初5年の優遇は地域医療介護総合確保基金対象事業で減床を伴う場合に限る。
- (※2) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

# 長期運転資金

区分	地域医療構想達成を推進するための優遇融資	複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資	病院・有床診療所の通常融資条件
対象施設	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)	病院、有床診療所 (厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)	病院:なし 有床診療所:新設に伴い必要な場合
償還期間 (据置期間)	10年以内(4年以内)(※1)	同左	3年以内(6ヵ月以内)
融資限度額	病院 5億円(※1) 有床診療所 3億円	同左	所要額の80%
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は1,000万 円) (※2)	同左	同左
貸付利率	基準金利+0.3%	基準金利	基準金利+0.8%

<sup>(※1)</sup>廃止される病院の残債に対して融資する場合(必要な補助が交付される場合に限る)は、償還期間(据置期間)を15年以内(2年以内)、特に必要と認められる場合は20年以内(2年以内)とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資(併せ貸しを含む)の利用を原則とする。

(※2) 償還期間5年以内に限る。

# 重点支援区域について

## 基本的な考え方

- 都道府県は、**当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で**、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、**都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する**。なお、**選定は複数回行う**こととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能再編等の方向性を決めるものではない上、**重点支援区域に選定された後も医療機能再編等の結論** については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。

## 選定対象

- 対象となるのは、「複数医療機関の医療機能再編等事例」とし、以下①②の事例も対象となり得る。
  - ① 再検証対象医療機関が対象となっていない再編統合事例
  - ② 複数区域にまたがる再編統合事例

## 支援内容

重点支援区域に対する国による**技術的・財政的支援**は以下を実施。

## 【技術的支援】

- ・地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に 関するデータ分析
- ・関係者との意見調整の場の開催等

## 【財政的支援】

- ・地域医療介護総合確保基金の優先配分
- ・病床機能の再編支援を一層手厚く実施

# 重点支援区域設定の要否

全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向の有無を聴取。

## 選定区域

これまでに以下の13道県20区域の重点支援区域を選定。

【1回目(令和2年1月31日)選定】

- ・宮城県(仙南区域、石巻・登米・気仙沼区域)・北海道(南空知区域、南檜山区域)
- ·滋賀県(湖北区域)
- ·山口県(柳井区域、萩区域)

- 【2回目(令和2年8月25日)選定】 【3回目(令和3年1月22日)選定】【4回目(令和3年12月3日)選定】【5回目(令和4年4月27日)選定】【7回目(令和5年9月8日)選定】

- ・山口県(下関区域)
- · 熊本県 (阿蘇区域)

- 山形県(置賜区域) 新潟県(県央区域)
  - ・岐阜県(東濃区域)
- 広島県(尾三区域)

新潟県(上越区域、佐渡区域)

【6回目(令和5年3月24日)選定】

・青森県(青森区域)

・岡山県(県南東部区域) · 佐賀県(中部区域) · 熊本県(天草区域)

・兵庫県(阪神区域)

# 地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

令和 5 年度予算額 1.7 億円 (1.7 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

厚生労働省

- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再 編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調 査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域への支援で得られた知見や過去の再編事例 等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題 に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方 策を検討する。

## 2 事業の概要

- 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析【拡充】
- 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口の設置
- 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に 対する支援(重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援) 【拡充】
- 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援(事例紹 介、データ分析 等)

## 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 委託事業 (コンサル等)



- ・再編課題分析及び改善案



- ③再編検討区域支援
- 基本構想検討支援
- ・地域の協議資料作成支援

4)重点支援区域支援 ·再編事例紹介

・地域医療データ分析

·地域住民説明会支援

・区域内研修・勉強会の支援

- ・検討の進め方支援
- ②相談窓口設置
  - ・事例紹介

  - -プンデータ紹介



	重点支援 区域	再編検討 区域
R2′	14区域	ı
R3′	17区域	ı
R4' (見込み)	20区域	-
R5' (見込み)	25区域	10区域
(見込み) R5'		10区域

## 再編検討区域



構想区域



# 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業

令和 5 年度補正予算額 4.5 億円 (一) ※ () 內は前年度当初予算額

※令和4年度第二次補下予算額 3.0億円

## 1 事業の目的

- 都道府県は、令和6年度において、第8次医療計画(令和6~令和11年度)の開始や2025(令和7)年に向けた地域医療構想の実現のため、医療提供 体制の構築を着実に進めるとともに、構築した体制についてPDCAサイクルを実施するため医療提供体制に関する評価・分析を行う必要がある。
- 令和7年度に都道府県において次期地域医療構想の策定等を行うことが見込まれていることから、データ分析チームの構築は優先して実施が必要。
- 地域医療構想策定には、**地域の現場感覚とマッチしたデータ分析**が必要であるため、都道府県におけるデ**ータ分析体制の構築**を支援。
- 分析事例を集積し、**分析体制のベストプラクティス**を検討・実践することで、計画策定に限らず、2025(令和7)年に向けた地域医療構想の推進につい て、都道府県が自立的に分析・企画・立案できる体制の整備に繋げる。
- 令和5年度(令和4年度第2次補正予算)で実施した当事業の結果を**より多くの都道府県にフィードバック**して展開。

## 2 事業の概要

- 都道府県を対象に、**都道府県におけるデータ分析チームの構築**を支援する。
- 都道府県は、データ分析チームを活用して、地域(二次医療圏、構想区域)の詳細分析を実施することにより、**一層地域の実情に即した地域医療構想の** 評価が可能となる。
- 都道府県は、分析体制や分析結果、計画策定におけるデータに基づく議論の成果について事例発表を行い、**取組の横展開**や**事例の集積**を図り、次年度の 実施要領に反映。

## 3 事業スキーム・実施主体等

補助基準額:1個所当たり30,000千円 補助率:定額

負担割合:国10/10 実施主体:都道府県

## 分析体制・分析手法の実践、分析体制の構築、事例の横展開・集積

## 分析体制の検証と活用



#### 地域の課題の 抽出

地域ごとの医療提 供体制に関する課 題について、デー タに基づく根拠の 提示

## 詳細分析

地域ごとの医療需 要の推移や医療資 源等に関して、 データの詳細分析

## 連携構築の 支 援

疾病・事業ごとに 必要な 医療機能の 明確化を支援し、 医療機関の分担・ 連携を推進

# 医

地

域

医

療

構

想

の

評

分

体 組事 の例 黄発 展表 開に 集る

析

**ത** 

# 分析体制の活用

地域の課題を踏まえた医 療機関の立ち位置の確 認、内部環境分析

担うべき医療機能、病床 機能・規模、整備計画等、 今後の方向性の検討

地域における医療機能の

地域医療 を支える体制 の 構

分化・連携の検討